



トピックス

第112回 奈良県農業会議通常総会を開催 平成23年度事業実績と収支決算を報告

県農業会議(増井勲会長・写真)は、平成24年8月6日、奈良市大森町「農協会館」において第112回通常総会を開催しました。

農業会議会議員をはじめ県関係者など約70名が出席。冒頭増井会長は、「組織に大きく

関係する改正農地法等新たな農地制度が施行され2年7ヶ月が経過しましたが、われわれ組織に対して大きな期待が寄せられています。農地行政を担う

行政委員会のほか地域農業の振興や地域の活性化を推進する組織、農業者の公的代表組織として、多くの役割をこれまで以上に適正かつ着実に執行していかねばなりません」とあいさつしました。

総会では、県下の農業・農業者の利益代表機関として、奈良県農業の振興発展と農家経済の充実並びに農家生活の向上

を図り、本県農業の健全な発展を目指して取り組んだ、平成23年度の各種事業実績の報告を行い、参加者から承認を得ました。

決議した議案は次のとおりです。

第1号議案

平成23年度事業報告並びに平成23年度経費収支決算承認に関する件

第2号議案

平成23年度職員退職死亡給与積立金収支決算承認に関する件

第3号議案

平成23年度会議員退職慰労積立金収支決算承認に関する件

農業インターンシップ（1日就業体験）in奈良開催！

農業インターンシップが8月5日、宇陀市の（有）山口農園を会場に開催され、奈良県で農業を始めようとする16人が県内外から参加しました。

この取り組みは、経営理念や販売戦略・生産技術などの総合的な経営管理能力がトップレベルにある農業経営者の下で就業体験を行うことで、①食料生産の重要性和現状把握②農業への

理解を深めてもらうこと③農業法人への就職を具体的にイメージしてもらうことなどをねらいとし、県農業会議ならびに県農業法人協会が共催し取り組みました。

当日は、山口武代表取締役社長のほか山口農園の関係者の皆さんの協力の下で、ミズナの収穫作業体験や山口農園での取り組み内容の説明、調整作業体

験と堆肥場の見学、新規就農や農業法人就業に向けた支援施策の説明を行いました。

参加者からは「貴重な体験をさせて頂いた。就業や就農に向け必要となることがイメージできとてもよかった」「このような機会がもっと多くあればいいのに」などの声が聞かれました。

「平成24年度第1回業務推進検討会」を開催 農業委員会の適正な事務実施に向けて

県農業会議は、市町村農業委員会事務局職員を対象に「業務推進検討会」を9月13日に開催しました。

この検討会は、農業委員会が求められている業務を適正に実施するため、業務内容を再確認するための説明と、農業委員会担当者による意見交換を行い、今後の活動を行う上での内容の理解と、農業委員会の連携強化を図ることが目的でした。

遊休農地対策に関しては、利用状況調査手法や指導方法について説明を行った後、農業委員会独自の解消活動について事例

紹介がされ、積極的な意見交換が出来ました。また、農地法第52条の賃借料情報の提供状況についてや、農地法第3条許可申請でユアールの取り扱い、農地基本台帳へ掲載が必要となる

新項目の説明や整備手法、農業委員会の「見える化」活動の取り組み強化などの内容で開催されました。

農業会議では、農業委員会から検討項目の意向を聞き取ったうえで、必要に応じ業務推進検討会を開催したいと考えています。

「ブロック別市町村農業委員研修会」を開催

農業委員の役割と新たな農地制度への対応について研修

県農業会議は、市町村農業委員を対象に「ブロック別市町村農業委員研修会」を7月31日・8月1日に開催しました。

増井勲県農業会議会長は、「新たな農地制度に関する目に見える成果の積み上げが求められています。組織として、適正かつ着実な執行を図っていくかねばなりません。また、TTP交渉への参加撤回に向けた取り組みのほか、人・農地プランの作成に関し、農業委員が集落リーダーとして貢献していくことが重要です」とあいさつしました。

この研修会は、県下を4ブロックにわけて実施し484名の参加がありました。「農業委員

「新・農業人フェア2012」

7月7日に大阪で開催

「新・農業人フェア2012」が、7月7日に大阪の梅田スカイビルにおいて開催されました。

この取り組みは、全国農業会議所・全国新規就農相談センターが（社）日本農業法人協会等と協力し、農業法人への就職希望者や就農希望者を対象に、農業法人合同会社説明会、新規就農相談会、新規就農セミナーなどを行ったものです。

本県からは、農業法人協会と

して（有）山口農園と（有）類農園の皆さんに参加頂いたほか、奈良県新規就農相談センターとして県並びに県農業振興公社、県農業会議担当者が新規就農希望者等の相談にあたりました。

当日会場へは、593名の方が来場し、大いににぎわいました。そのうち、本県法人協会のブースには74名、新規就農相談センターブースには27名が相談にいられました。



しっかり積み立て、がっちりサポート 安心で豊かな老後を 農業者年金は、積立方式の公的な年金制度です

農業者年金は、積立方式（確定拠出型）の公的年金です。積立貯金を始める感覚で加入できます。

なお、加入者のみなさまからお預かりした保険料は、農業者年金基金が安全面を重視して二元的に運用しています。健全な運営で多くの運用収益を加入者に還元するよう心掛けられています。（ただし、経済情勢によっては運用益がマイナスになる場合があります。）

間積み立てることと同じ保険料額となります。また、例えば1ヶ月の加入でやめた（脱退した）場合であっても、積み立てた保険料は将来年金として受け取ることができます。

◎ 担い手への保険料の助成

① 60歳までに保険料納付期間が20年以上見込まれる

② 農業所得が900万円以下

③ 認定農業者や認定就農者、青色申告者、家族経営協定締結者など必要な要件に該当

など、3つの要件を満たす農業者には、一定の条件の下で保険料の助成が受けられます。（月額最高1万円、通算すると最大で216万円）

◎ 税制上の優遇措置が大きなメリットを生み出す

① 支払う保険料は全額社会保険料控除の対象

保険料は、全額社会保険料控除の対象となります。※民間の個人年金の場合は、控除額の上限は5万円。年間保険料総額の15%～30%程度の大きな節税効果が生じます。

つまり、保険料を月額2万円積み立てれば、月2万円を30年

支払うと、年間保険料支払総額24万円ですが、税率15%の方の場合は税の減額分が36、000円なので、実質20万4千円の支出ですむわけです。積立額は24万円なので、税の減額分を将来の自分の老後のために積み立てたと考えることができます。

② 受けとる年金は公的年金等控除が適用

公的年金による収入の合計額が120万円までは非課税です。（65歳以上）

③ 運用益も非課税

農業者年金基金が運用して得られた収益（運用益）も非課税です。※預貯金や債券の利息は20%課税

◎ 80歳までの保証がついた年金です

仮に加入者や受給者が80歳前に亡くなられた場合でも、ご遺族に加入者・受給者が死亡した翌月から80歳まで受けとるはずであった年金額を、死亡時の価値に換算した「死亡一時金」をお支払いできます。この死亡一時金は、全額非課税です。

農業者年金加入推進強調月間を展開中 平成24年10月から平成25年1月まで

農業者の老後保障と担い手の確保という政策目的を基本とする農業者年金制度を、農業者から支持される年金として定着させることが重要であり、さらなる加入者の確保が求められています。奈良県下においては、農業委員会とJA組織が互いに連携を図り「農業者年金加入者確保3・3運動」を展開しています。着実に加入者が増加しています。

本年10月から来年1月までの4ヶ月間、本制度について農業者に広く周知を図り、加入に向けた推進活動を積極的に行うため「農業者年金加入推進強調月間」を実施し、加入者の確保実現に向けた取り組みを強化します。

取り組みの重点は次のとおり

1、新規加入者の確保

（1）各市町村段階で年間3名の新規加入者の確保

2、加入対象者の把握と名簿の作成・補正

（1）加入対象者の確認・把握

（2）重点加入対象者の把握

3、制度の周知方法
（1）各組織の広報誌等への掲載により、広範囲の対象者に

対する制度のPRを実施

（2）重点加入対象者等に対し、リーフレットなどの推進資料を配付

4、戸別訪問・巡回普及の実施

（1）加入推進体制の整備と連絡調整活動の強化

（2）重点加入対象者に対する巡回活動及び戸別訪問の実施

（3）制度の周知を図るための巡回普及活動の実施

5、重点加入対象者に対する相談会の開催や各種会合などを活用したPR

（1）重点加入対象者に対する加入相談会を開催

（2）担い手が多く集まる集いや会合等の場を活用したPR

6、農業委員・JAリーダー等への制度理解の徹底と加入推進

（1）農業委員・JAリーダーを対象とした研修会の開催

（2）加入資格を持つ農業委員・JAリーダーへの加入推進の徹底

7、加入推進のフォローアップ活動の実施

（1）戸別訪問等実施後のフォローアップ活動の実施

（2）「加入推進記録簿」の整理

「農」へのメッセージ



天理市農業委員会会長

藏本 純次

例年になく厳しい暑さが続いておりませんが、朝夕には虫の声も聞こえ始めてまいりました。

今秋もまた、農地パトロール・利用状況調査が始まります。天理市においても、農業者の高齢化や後継者不足などにより、遊休農地が増加する傾向にあり、平成23年度調査では、いわゆる緑と黄色の耕作放棄地面積は28ヘクタール近くが確認されております。また、農地を相続したり、小作地が返ってきたものの、農業をしたことがないという土地持ち非農家も増えています。

こうした状況の中で、耕作放棄地の所有者あるいは土地持ち非農家の情報をいかに管理していくかが放棄地を増やさないために非常に重要だと感じております。天理市農業委員会では、このような土地持ち非農家の方の貸付希望の情報や農地の場所等を台帳

管理し、農地を借りたい、農業を始めたい方にあつせんする橋渡しを行っております。

また今年より、天理市の農業経営基盤を、持続可能なものとするための一環として、行政・農業委員会・JAをメンバーとする「地域活性化プロジェクト」を推進していくこととしました。市内の耕作放棄地を再生し、地域特産物のブランド化を目指しつつ、天理市の農業活性化に向けて取組を進めてまいります。

具体的には、耕作放棄地をプロジェクトメンバーで再生し、ブランド化を目指す地域振興作物（ソバ・カンピョウ等）を栽培、試験的に流通させ、天理の特産物として根づかせていきたいと考えております。

平成24年度より「人・農地プラン」を作成することとされております。地域の担い手をどうするのか、農地をいかに集積していくのか等々、難しい問題を抱えております。

天理市農業委員会におきましても、前述しました取組を進めつつ、その作成に貢献していかなければなりません。今後、農業委員会・行政・農家と関係機関が一体となり、天理市農政の発展にむけ尽力して参りたいと考えております。

農業会議だより

全国農業新聞の読者を増やそう

～農業委員会と農業者・地域との絆づくり～

全国農業新聞は、農業委員会系統組織の組織情報誌で、全国農業会議所が発行しています。

「農業委員会等に関する法律」の第6条第2項第5号等に基づく「農業及び農民に関する情報提供」活動のひとつです。

全国農業新聞の読者を増や



農業委員会の「情報提供活動」

農業委員会の「情報提供活動」の根拠となる条文は、「農業委員会が、農業者の地位の向上を図るという観点から行うものであり、農業者や農業団体のみならず、それ以外の者に対しても、

農業及び農業者に関する正確な知識、情報を普及することが求められている」という主旨に基づいて規定されているものです。

現在、新規就農相談や食農教育の推進、相続等による農地の遊休防止活動など、農業・農村の今日的な新たな課題を踏

まえて、農業委員会がこれまでの以上に農業の情報、農村の情報、ひいては農業者の経営とくらしの発展を支える情報を積極的に収集・提供していく取り組みが求められています。

また、情報提供活動は、農業委員会の諸業務を的確に進め、実行ある取り組みとするための基礎的な役割を担っています。農業委員会の活性化の観点からその重要性がさらに高まっているといえます。

《全国農業図書 新刊紹介》

●改訂2版

新・農地の法律早わかり

好評を得ている本書を平成24年4月に改正した農地法に対応し、農地面積、権利移動件数などを最新のデータに更新しました。

農地の法律について図表を用いて、わかりやすく解説。初心者から実務者まで、ご活用いただける書物です。

主な内容

- I 農地法
- II 農業経営基盤強化促進法
- III 農業振興・地域の整備に関する法律
- IV 市民農園の開設
- V 用語の定義

..... 800円

《県農業会議関係会議日程》

10月2日 常任会議員会議
10月18日・19日 中日本ブロック農業委員会

職員現地研究会

10月20日 第56回奈良県農業委員大会
11月2日 常任会議員会議

11月3日 なら食と農のフェスティバル
・4日

12月3日 常任会議員会議
12月15日 日本農業技術検定試験